

自家診療

(1) 75 歳未満の方

自家診療については、請求できません。（自院からの処方箋による調剤分についても自家診療扱いとなりますのでご留意下さい。）

① 自家診療の範囲

区 分		自家診療	請 求	
第 1 種組合員	開設者(理事長)	本人	該当	否
		家族	該当	否
	開設者(理事長) 以外	本人	該当	否
		家族	非該当	可
第 2 種 組 合 員		本人	該当	否
		家族	非該当	可

② 自家診療の承認

承認基準に該当する自家診療については、理事会承認を経て請求することができます。

提出書類：自家診療承認申請書

○ 承認基準（組合給付規程第 1 条第 2 項）

- ① 地理的に他の保険医療機関に療養の給付を受けることが困難であると認められた場合
- ② 緊急やむを得ないと認められた場合
- ③ 難病・末期癌等、居宅にて療養を受ける状態にある者で、必要と認められる場合

○ 請求の範囲

初診・再診・医学管理・在宅・入院(生活療養費を含む)を除く実費分のみです。

(2) 75 歳以上の方

後期高齢者医療広域連合では自家診療についての規制はありません。